

マージン率などの情報について

会社名 龍野運送株式会社
許可番号 派 28-301123

① 令和7年4月1日付け 派遣労働者数 11 人

(注) 直近の「6月1日現在の状況報告」の派遣労働者の数

② 令和7年度 派遣先事業所数(実数) 2事業所

(注) 直近の事業報告書の派遣先事業所数(実数)

③ 令和7年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額 18,493円(8時間 全業務平均)

(注) 直近の事業報告書の派遣料金の平均額

④ 令和7年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 13,628円(8時間 全業務平均)

(注) 直近の事業報告書の派遣労働者の賃金の額

令和6年4月～令和7年3月の総支給賃金と同月総労働時間から平均時間単価を算出、それに1日の労働時間8時間を掛けて算出。

⑤ 令和7年度 マージン率平均 26.3%

$$\text{計算式} \quad \frac{\text{③} - \text{④}}{\text{③}} \times 100 = 26.30 \Rightarrow 26.3$$

(小数点第一位未満の端数が生じた場合には、四捨五入)

⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者訓練	雇入時	OJT	無償	有給
フォークリフト操作及び在庫 管理システムのスキルアップ	雇入時	OJT	無償	有給
大型特殊車両の免許取得	派遣中	OFF-JT	無償	有給
リーダー養成研修	派遣中	OJT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口 派遣事業部 梅谷 好隆 電話番号 0791-63-9896

⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

制服・安全靴・手袋支給

⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☐ 労使協定を締結していない

☒ 労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和8年3月31日)

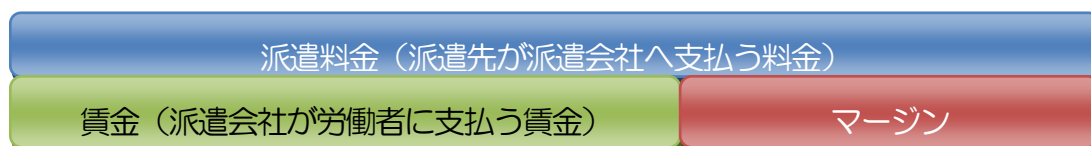
・協定労働者の範囲(派遣先で倉庫作業員及びフォークリフト運転作業員及び貨物自動車運転手に従事する従業員等)

マージン率などの情報提供の義務化について

労働者や派遣先となる事業主がより適切な派遣会社を選択できるよう、インターネットなどにより派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取り組み状況などの情報提供が義務化されています。(労働者派遣法第23条第5項、同法施行規則第18条の2)

1 情報提供すべき事項

- (1) 派遣労働者の数
- (2) 派遣先の数
- (3) マージン率



$$\text{マージン率 (\%)} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

※小数点以下一位未満 四捨五入

- (4) 派遣料金の平均額
 - (5) 派遣労働者の賃金の平均額
 - (6) 教育訓練に関する事項
 - (7) その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
- マージン率の詳細な計算結果などを追加的に情報提供しても差し支えありません。

なお、労働者派遣の期間の区分ごとの雇用安定措置を講じた人数等の実績、教育訓練計画についても、インターネットの利用等により情報提供することが望ましいとされました。

《追加項目》令和2年4月1日より以下の項目が追加されました！

- (8) 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ☐ 労使協定を締結していない
- ☐ 労使協定を締結している

- ・協定書の有効期間終期 令和〇年〇〇月〇〇日
- ・協定労働者の範囲 (例：プログラマー業務に従事する従業員 等)

※上記の内容に変更があったときは、速やかに情報提供することが必要です。

2 情報提供の方法等

情報提供の方法は、事業所への書類の備付け、インターネットの利用その他の適切な方法により行ってください。特に、マージン率及び労使協定の締結の有無等についてはインターネットの利用によることを原則としてください。(派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の14) 自社でホームページ等を有していない場合については、『人材サービス総合サイト』を活用してください。

情報提供は、少なくとも、毎事業年度終了後可能な限り速やかに前年度分の実績を公表することが必要ですが、情報公開を積極的に進める観点から、派遣元事業主の判断により、当年度分の実績を追加的に情報提供しても差し支えありません。

※実績がなかった場合でも、その旨を公開してください。